

2009年5月12日 全9頁

# 企業結合会計基準等の改正

制度調査部  
鳥毛 拓馬

## 持分プーリング法による会計処理の廃止など

### [要約]

- 2008年12月26日、企業会計基準委員会は(以下、ASBJ)は、企業結合会計基準及びその適用指針等(以下「結合会計基準等」という)を公表した。
- 新会計基準は、ASBJが2007年8月に国際会計基準審議会(IASB)と共同で公表したいわゆる「東京合意」に基づき、2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとされた企業結合(連結を含む)に関する会計処理(持分プーリング法による会計処理の廃止など)について検討が行われ、公表されたものである。
- 適用時期については、結合会計基準、開発費会計基準、分離等会計基準及び適用指針は、2010年4月1日以後実施される企業結合及び事業分離等から適用するとされている。ただし、2009年4月1日以後実施される企業結合及び事業分離等からの早期適用も可能であるとされている。

### 1. はじめに

○2008年12月26日、企業会計基準委員会は(以下、ASBJ)は、以下の企業会計基準及びその適用指針の(以下「結合会計基準等」という)を公表した。

- ・企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下、結合会計基準)
- ・企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下、連結会計基準)
- ・企業会計基準第23号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(以下、開発費会計基準)
- ・改正企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(以下、分離等会計基準)
- ・改正企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(以下、持分法会計基準)
- ・改正企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下、適用指針)

○結合会計基準等は、ASBJが2007年8月に国際会計基準審議会(IASB)と共同で公表したいわゆる「東京合意」に基づき、2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとされた企業結合(連結を含む)に関する会計処理(持分プーリング法による会計処理の廃止など)について検討が行われ、公表されたものである。

○適用時期については、結合会計基準、開発費会計基準、分離等会計基準及び適用指針は、2010年4月1日以後実施される企業結合及び事業分離等から適用するとされている。ただし、2009年4月1日以後実施される企業結合及び事業分離等からの早期適用も可能であるとされている。

### ●主な論点の比較

論点	新会計基準	従来会計基準
持分プーリング法の取扱い	廃止(パーチェス法のみ)	容認
株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日	企業結合日の株価を基礎に算定	原則として、合意公表日の前の合理的な期間における株価を基礎に算定
負ののれんの会計処理	負ののれんが生じた事業年度の利益として処理	20年以内の取得の実態にもとづいた適切な期間で規則的な償却
少数株主持分の測定(子会社の資産および負債を評価する方法)	全面時価評価法のみ	部分時価評価法または全面時価評価法
段階取得における会計処理	・連結財務諸表上は取得の対価となる財企業結合日の時価を基礎に算定し、過去に取得したものととの差額は損益として処理 ・個別財務諸表上は、個々の取引ごとの原価の合計額で算定	個々の取引ごとの原価の合計額で算定
存外子会社株式の取得により生じたのれんの会計処理	決算日の為替相場により換算	発生時の為替相場により換算
企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理等	識別可能である限り無形資産として計上	取得対価の一部を研究開発費等に配分した場合には、当該金額を配分時に費用処理

## 2. 持分プーリング法の廃止・取得企業の決定方法

### (1) 持分プーリング法の廃止

○改正前の会計基準では、企業結合の会計処理として、その企業結合の経済的実態に応じ持分プーリング法とパーチェス法とが使い分けられていた。

○しかし、持分プーリング法については、わが国の会計基準と国際的な会計基準の間の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、わが国の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害になっているともいわれていた。

○また、持分プーリング法が適用される事例は限られており、わが国のみ持分プーリング法を残し続けることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を確保できない状況が続く可能性があるともいわれていた。

○わが国の会計基準に対する国際的な評価のいかんは、直接海外市場で資金調達をする企業のみならず、広くわが国の資本市場や日本企業に影響を及ぼすと考えられることから、結合基準ではそれらの影響も比較衡量して、会計基準のコンバージェンスを推進する観点から持分プーリング法を廃止することとし、

共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合はパーチェス法により処理するものとした（結合会計基準第 17 項、第 70 項）。

## (2) 取得企業の決定方法

- 持分プーリング法を廃止により、改正前の会計基準が定める持分の結合に該当するような企業結合であっても、共同支配企業の形成に該当する場合を除き、いずれかの結合当事企業を取得企業として決定しなければならず、実務上いずれの企業が取得企業かを決定することが困難なケースへの対応を検討しなければならないことから、取得企業の決定方法についても併せて見直しを行っている。
- まず、取得企業を決定するための基礎として支配概念を用いることは、連結会計基準における支配概念を用いることと整合的であるため、連結会計基準に従って、他の結合当事企業を支配することとなる結合当事企業が明確である場合には、原則として、当該結合当事企業が取得企業となる（結合基準第 18 項、第 78 項）。
- 一方、連結会計基準に従っても、どの結合当事企業が取得企業となるかが明確ではない場合には、以下の要素を考慮して取得企業を決定することとされている。
  - 主な対価の種類として、現金若しくは他の資産を引き渡すまたは負債を引き受けることとなる企業結合の場合には、通常、当該現金若しくは他の資産を引き渡すまたは負債を引き受ける企業（結合企業）が取得企業となる（結合基準第 19 項）。
  - また、主な対価の種類が株式（出資を含む。以下同じ）である企業結合の場合には、通常、当該株式を交付する企業（結合企業）が取得企業となる。
  - ただし、必ずしも株式を交付した企業が取得企業にならないとき（逆取得）もあるため、対価の種類が株式である場合の取得企業の決定にあたっては、次のような要素を総合的に勘案しなければならないとされている（結合基準第 20 項）。

- ・ 総体としての株主が占める相対的な議決権比率の大きさ
- ・ 最も大きな議決権比率を有する株主の存在
- ・ 取締役等を選解任できる株主の存在
- ・ 取締役会等の構成
- ・ 株式の交換条件

- また、結合当事企業のうち、いずれかの企業の相対的な規模（例えば、総資産額、売上高あるいは純利益）が著しく大きい場合には、通常、その相対的な規模の大きい結合当事企業が取得企業となる（結合基準 21 項）。

- さらに、結合当事企業が3社以上である場合には、結合基準第21項に加えて、いずれの企業がその企業結合を最初に提案したかについても考慮するとされている(結合基準第22項)。

### 3. 株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日

- 市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価として交付される場合、改正前の会計基準では、取得の対価となる財の時価は、原則として、その企業結合の主要条件が合意されて公表された日(合意公表日)前の合理的な期間における株価を基礎にして算定するものとされていた。
- しかし、改正前会計基準においても、取得原価の算定の基本原則として「被取得企業または取得した事業の取得原価は、原則として、取引時点の取得の対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものとする。」(平成15年会計基準三2.(2)②)とされており、株式以外の財産を引き渡した場合は取引時点、すなわち企業結合日の時価で測定すると考えられるが、株式の交付の場合のみ合意公表日での株価で測定するのは整合的でないという見方がある。
- また、合意公表日と企業結合日との間に重要な変化があった場合には、合意公表日後においてその条件が見直される可能性も残されており、合意公表日では未だ取得原価は確定していないとも考えられる。
- さらには、合意公表日を支持する意見として、企業結合の主要条件に関する合意の公表は、取得企業が株式を発行するという義務を負うことが挙げられるが、合意公表をしたとしても、その後、株主総会の承認やその他の手続が必要であることを踏まえると、取得企業は必ずしも合意公表日において、そのような義務に拘束されているとはいえないという意見もある(結合基準第86項)。
- そこで、結合基準等では国際的な会計基準と同様に、企業結合日(または事業分離日)における時価を基礎として算定することとした(結合会計基準第24項、分離等会計基準第13項及び第34項、適用指針第38項)。

### 4. 負ののれんの会計処理

- 改正前の会計基準では、負ののれんが発生した場合には20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で規則的に償却するものとされていた。
- 一方、国際的な会計基準では、負ののれんは発生原因が特定できないものを含む算定上の差額としてすべて一時に利益認識することとしている。
- これは、改正前の会計基準では、負ののれんは、その発生原因を特定することが通常困難であるといった理由で、正の値であるのれんの会計処理方法との対称性を重視しているものと考えられるのに対し、国際的な会計基準では、負ののれんに該当する差額はバーゲン・パーチェス(売り手側の特別な要因により、承継する資産及び負債の時価よりも低い価額で取得できたこと)によるものであると考えていること

によるものである。

○結合基準等では、負ののれんが生じると見込まれる場合には、以下の処理を行うものとしている（結合会計基準第 33 項、連結会計基準第 24 項、持分法会計基準第 12 項、適用指針第 78 項）。

- ・すべての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直す
- ・見直してもなお取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回り、負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する

## 5. 少数株主持分の測定（連結会計基準第 20 項）

○改正前の会計基準では、連結財務諸表の作成にあたり子会社の資産及び負債を評価する方法については、以下のようにになっていた。

親会社の持分に相当する部分	株式の取得日ごとの時価により評価
少数株主持分に相当する部分	子会社の個別貸借対照表上の金額による方法（ <b>部分時価評価法</b> ）
	子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（ <b>全面時価評価法</b> ）

○しかし、部分時価評価法の採用はわずかであり、また、子会社株式を現金以外の対価（例えば、自社の株式）で取得することを想定していた平成 15 年公表の「企業結合に係る会計基準」では、全面時価評価法が前提とされ、部分時価評価法を前提とはしていない（連結会計基準第 61 項）。

○そこで、連結会計基準では、全面時価評価法により評価しなければならないこととしている。

## 6. 段階取得における会計処理

○取得が複数の取引により達成された場合（段階取得）における被取得企業の取得原価は、改正前の会計基準では、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額によるものとされていた。

○結合基準等では、被取得企業の取得原価は、連結財務諸表では支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定することとした。

○一方、個別財務諸表では従来どおり支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって算定することとなった。

○個別財務諸表については、公開草案の段階では、被取得企業が支配を獲得される前において取得企業の関連会社であった場合には、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって被取得企

業の取得原価とするものとしていた。しかし、本会計基準等では、上記のとおり修正されている（企業結合会計基準第 25 項、連結会計基準第 23 項(1)、事業分離等会計基準第 18 項及び第 24 項、適用指針第 46 項、第 46-2 項、第 85 項(1)、第 99 項、第 104 項、第 110 項、第 116 項(1)、第 118-4 項、第 119 項(1)、第 123-3 項、第 124 項(2)①、第 281-2 項及び第 293-2 項）。

○これは、支配の獲得によって過去に所有していた投資の実態または本質が変わったとの認識には必ずしも至っていないことから個別財務諸表上の取扱いは変更しないものの、連結財務諸表においては、もっぱら東京合意に基づく短期コンバージェンス・プロジェクトを完了させることを重視したものである。

○したがって、株式を追加的に取得した場合のみならず、合併などにおいても、取得企業の個別財務諸表では当該原価の合計額をもって取得原価となるが、連結財務諸表では企業結合日における当該時価を基礎として取得原価を算定するため、個別財務諸表上の取得原価と連結財務諸表上の取得原価に差額が生じる。

○この差額は、連結財務諸表における当期の損益(原則として、特別損益)として処理され、これに見合う金額は、個別財務諸表で計上した「のれんの修正」として処理する。

## 7. 在外子会社株式の取得により生じたのれんの会計処理

○在外子会社株式の取得により生じたのれんは、改正前の会計基準では発生時の為替相場で換算することとされていた。

○これに対して、のれんの主要な部分は実質的に個別の認識の要件を満たさない資産を構成するものと考えられるため、在外子会社株式の取得により生じるのれんは当該在外子会社の他の資産と同様に、在外子会社の現地通貨で発生したものとみて換算することが整合的であるとする考え方がある。

○また、在外子会社の子会社（在外孫会社）の連結においては、親会社が在外孫会社の財務諸表を直接換算する場合と、在外子会社の連結財務諸表として換算する場合があるが、在外孫会社を資本連結する際に生じたのれんを決算日の為替相場で換算することにより整合的に取り扱うことができることとなる（適用指針第 382-2 項）。

○そこで、新適用指針では、当該在外子会社の財務諸表項目が外国通貨で表示されている場合には当該外国通貨で把握し、決算日の為替相場により換算することとした（適用指針第 77-2 項）。

○なお、外貨建のれんの当期償却額については、他の費用と同様の方法で換算する。

○在外子会社の個別財務諸表には外貨建のれんを計上する必要はなく、在外子会社の資産の換算と同様に連結財務諸表の作成上の処理として行う。

## 8. 企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理等

### (1) 無形資産全体

- 改正前の会計基準では、被取得企業から受け入れた資産に識別可能な無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産等に配分することができるとされていた。
- しかしながら、識別可能な無形資産と判断された以上、その会計上の取扱いについては選択肢を残すべきではないと考えられる。
- そこで、新結合基準では、当該無形資産が識別可能なもの(受け入れた資産に法律上の権利<sup>1</sup>など分離して譲渡可能な無形資産<sup>2,3</sup>が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う)であれば、原則として識別して資産計上を求めることとした(結合会計基準第 29 項)。
- したがって、例えば、当該無形資産を受け入れることが企業結合の目的の 1 つとされていた場合等、その無形資産が企業結合における対価計算の基礎に含められていたような場合には、当該無形資産を計上することとなる(結合会計基準第 96 項)。

### (2) 仕掛研究開発費

- 企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果について、改正前の会計基準では、取得対価の一部を研究開発費等に配分した場合には、当該金額を配分時に費用処理することとされていた。
- 他方、国際的な会計基準においては、研究開発費の取扱いとの整合性よりも、企業結合により受け入れた他の資産(無形資産を含む)の取扱いとの整合性をより重視して、識別可能性の要件を満たす限り、その企業結合日における時価に基づいて資産として計上することが求められている。
- この取扱いは、価値のある成果を受け入れたという実態を財務諸表に反映することになると考えられるため、企業結合の取得対価の一部を研究開発費等に配分して費用処理する会計処理を廃止することとした。この結果、会計基準の国際的なコンバージェンスを推進することになると考えられる(結合基準第 97 項)。

## 9. その他

- (1) 共同支配企業の形成において、共同支配企業に事業を移転した共同支配投資企業は、連結財務諸表

<sup>1</sup> 「法律上の権利」とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、半導体集積回路配置、商号、営業上の機密事項、植物の新品種等の特定の法律に基づく知的財産権(知的所有権)等の権利をいう。

<sup>2</sup> 「分離して譲渡可能な無形資産」とは、受け入れた資産を譲渡する意思が取得企業にあるか否かにかかわらず、企業又は事業と独立して売買可能なものをいう。

<sup>3</sup> 「分離して譲渡可能な無形資産」であるか否かは、対象となる無形資産の実態に基づいて判断すべきであるが、例えば、ソフトウェア、顧客リスト、特許で保護されていない技術、データベース、研究開発活動の途中段階の成果(最終段階にあるものに限らない)等についても分離して譲渡可能なものがある。

上、共同支配企業に対する投資について持分法を適用することとした。このため、共同支配企業の資本のうち投資企業の持分比率に対応する部分との差額について処理することとした（企業結合会計基準第 39 項(2)、適用指針第 190 項）。

- (2) 企業結合に係る特定勘定の計上及び取崩の処理について見直しを行った（企業結合会計基準第 30 項、適用指針第 62 項から第 66 項）。具体的には、企業結合に係る特定勘定に該当する場合には必ず負債として計上することを求めるとともに、企業結合日 5 年以内に取り崩さなければならないとする改正前の取扱いを廃止した。
- (3) 「親会社」の定義について、「子会社」、「関連会社」とともに見直しを行い、組合など会社以外の事業体も含むこととした（連結会計基準第 6 項及び第 7 項、持分法会計基準第 5 項及び第 5-2 項）。
- (4) 連結貸借対照表の作成に関する会計処理における企業結合及び事業分離等に関する事項のうち、連結会計基準に定めのない事項については、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準の定めに従って会計処理することを明らかにした（連結会計基準第 19 項）。また、注記事項についても、企業結合会計基準や事業分離等会計基準で定められた注記事項を開示することとした（連結会計基準（注 15））。
- (5) 連結損益計算書における純損益計算の区分について、改正前基準では税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税額等及び少数株主損益を加減して当期純利益を表示している。これに対して、連結会計基準では、米国基準や IFRS と表示方法を合わせるため、新たに少数株主損益調整前当期純利益を表示し、これに少数株主損益を加減して、当期純利益を表示することとした（連結会計基準第 39 項(3)②）。
- (6) 資産を移転し移転先の企業の株式を受け取る場合において、移転先の企業が子会社または関連会社となる場合及び共通支配下の取引のときには、実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」にかかわらず、事業分離等会計基準及び適用指針の定めが優先して適用されることを明確にした（適用指針第 97-2 項）。
- (7) 完全親子会社関係にある組織再編であって対価の支払いがない場合において、子会社から親会社に移転する事業に子会社株式（親会社からみて孫会社株式）や関連会社株式が含まれている場合には、親会社は、当該子会社株式等の受入れについて、子会社が他の子会社に分割型の会社分割により事業を移転する場合の株主（親会社）の会計処理に準じて処理することを示した（適用指針第 203-2 項(2)③）。



## 10. 適用時期

○適用時期は、以下のとおりである。

	適用時期(※の日付は早期適用が可能な時期)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・結合会計基準</li> <li>・開発費会計基準</li> <li>・分離等会計基準</li> <li>・適用指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年4月1日以後実施される企業結合及び事業分離等から適用</li> <li>・ただし、2009年4月1日以後開始する事業年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等からの早期適用も可能</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結会計基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年4月1日以後実施される企業結合及び事業分離等に関する会計処理及び注記事項から適用(ただし、2009年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等に関する会計処理及び注記事項からの早期適用も可能)</li> <li>・その他連結財務諸表に係る事項については、2010年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用(ただし、2009年4月1日以後開始する連結会計年度の期首からの早期適用も可能)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・持分法会計基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年4月1日以後実施される非連結子会社及び関連会社に対する投資に係る会計処理から適用</li> <li>・ただし、2009年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される非連結子会社及び関連会社に対する投資に係る会計処理からの早期適用も可能</li> </ul>